

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
田町駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「田町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、田町駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般国道 15 号	第一京浜	港区芝 5 丁目 33 番先 から 港区芝 5 丁目 36 番先 まで	JR 線 田町駅 都営地下鉄 三田駅	本芝公園、産業振興センター、 三田図書館
2	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第 316 号)	旧海岸通り	港区芝浦 3 丁目 16 番先 から 港区芝浦 4 丁目 8 番先 まで		芝浦港南区民センター、芝浦小 学校
3	特例都道 日比谷芝浦線 (第 409 号)	日比谷通り	港区芝 4 丁目 1 番先 から 港区芝 5 丁目 18 番先 まで		みなと子育て応援プラザ Pokke、芝保育園、都立障害者 福祉会館、芝五丁目児童遊園
4	特別区道 第 1024 号線		港区芝 5 丁目 25 番先 から 港区芝 5 丁目 31 番先 まで		
5	特別区道 第 1028 号線		港区芝 5 丁目 31 番先 から 港区芝 5 丁目 34 番先 まで		
6	特別区道 第 1029 号線	なぎさ通り	港区芝浦 3 丁目 1 番先 から 港区芝浦 3 丁目 12 番先 まで		
7	特別区道 第 1030 号線		港区芝浦 1 丁目 13 番先 から 港区芝浦 3 丁目 5 番先 まで		シティハイツ芝浦、シティハイ ツ第 2 芝浦、子育てひろばあっ びい芝浦、社会福祉法人思賜財 団母子愛育会総合母子保健セ ンター愛育病院、芝浦公園、し ばうら保育園
8	特別区道 第 1172 号線		港区芝浦 1 丁目 16 番先 から 港区芝浦 3 丁目 1 番先 まで		
9	特別区道 第 1121 号線、 第 237 号線		港区芝浦 3 丁目 16 番先 から 港区芝浦 4 丁目 20 番先 まで		芝浦アイランドこども園、芝浦 アイランド児童高齢者交流プ ラザ(あいぷら)、プラタナス公 園、船路橋児童遊園
10	特別区道 第 206 号線		港区芝 4 丁目 1 番先 から 港区芝 4 丁目 4 番先 まで		三田いきいきプラザ

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
11	特別区道 第 829 号線		港区芝浦 1 丁目 16 番先 から 港区芝浦 3 丁目 1 番先 まで	JR 線 田町駅	芝浦港南地区総合支所(みなと パーク芝浦)、男女平等参画セ ンター(リーブラ)、消費者セン ター、介護予防総合センター (ラクっちゃ)、港区スポーツセ ンター、しばうら保育園分園、 芝浜小学校
12	特別区道 第 830 号線		港区芝浦 1 丁目 14 番先 から 港区芝浦 1 丁目 16 番先 まで	都営地下鉄 三田駅	
13	特別区道 第 837 号線		港区芝浦 4 丁目 11 番先 から 港区芝浦 4 丁目 7 番先 まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般国道 15 号	信号機の改良 (音響機能の整備)	令和 4 ~ 7 年度
2	主要地方道 日本橋芝浦大森線 (第 316 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
4	特別区道第 1024 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
6	特別区道第 1029 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和4～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

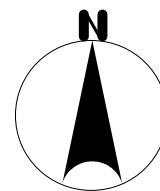
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

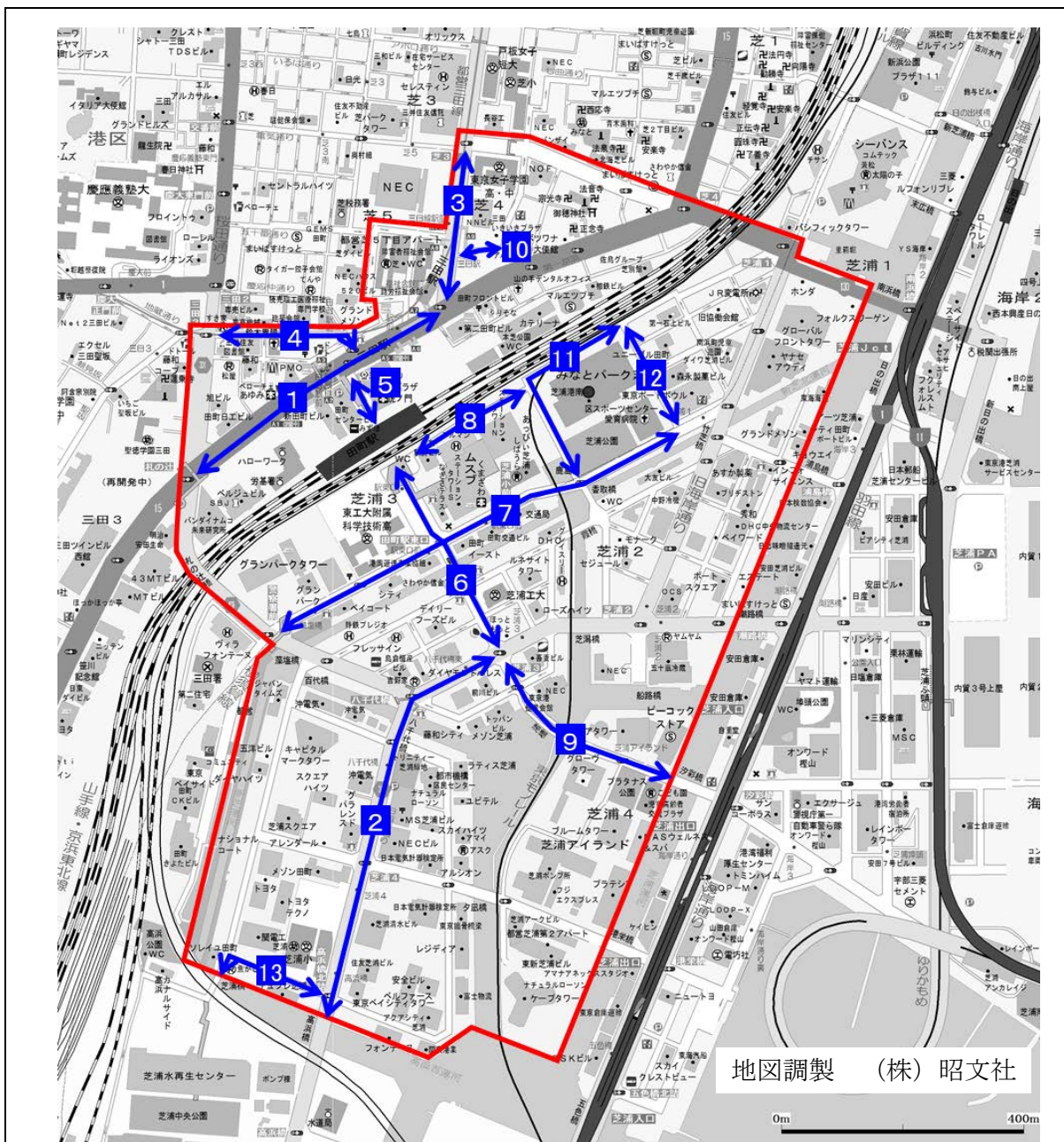
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	田町駅周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)